

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）の適用を受ける調達に係るものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
鳥取市家庭ごみ有料指定袋
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
別紙仕様書のとおり
- (4) 納入場所
市が指定する場所（鳥取市朝月27）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「その他の物品」の「その他」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。また、政令に定める「欧州連合等の供給者」は、この限りでない。
- (6) この入札に係る物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

3 欧州連合等の供給者を対象とした入札参加資格審査申請の認定手続に関する事項

2の(1)に定める競争入札参加資格を有さない政令に定める欧州連合等の供給者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請方法について以下に記載する場所へ問い合わせること。なお、当該申請書類の提出期限は令和7年5月30日正午までとする。

〒680-8571

鳥取県鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階

鳥取市総務部検査契約課契約制度係

電話：0857-30-8122

4 入札説明書、仕様書等に対する質問等

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和7年6月11日の午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月12日の午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。

(2) 質問書の送信先

鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

5 入札方法等

(1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。

(2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

(3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課行とすること。

(4) 郵送開始日は、令和7年6月9日とする。

(5) 到着期限は、令和7年6月15日（必着）とする。

(6) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には可燃ごみ指定袋大・中・小・極小及びプラスチック指定袋大・中・小それぞれの1枚当たりの単価に仕様書2で定める数量を乗じて得た金額の合計金額（製造、納入等に係る一切の経費を含む。）を記入すること。

(7) 入札書に記載する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(8) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。

(9) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当っては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。

(10) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(11) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

(12) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(13) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

(14) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 入札（開札）の場所及び日時等

(1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2

(2) 日時 令和7年6月16日 午後1時30分

(3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

7 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札
- (10) その他、入札執行者が無効と認めた入札

8 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5 の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町 7 1 番地 鳥取市役所本庁舎 4 階）に提出しなければならない。

9 落札候補者

- (1) 落札候補者の決定
鳥取市契約規則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき入札者が 2 名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出
落札候補者は、令和 7 年 6 月 17 日までに入札参加資格確認申請書（別紙 5）及び入札金額内訳明細書（別紙 6）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

10 落札者の決定

- (1) 入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

11 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

12 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要（契約金額の 100 分の 10 以上の金額）

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (5) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課
電話：０８５７－３０－８１２１
ファクシミリ：０８５７－２０－３９４８

質 問 書

件 名	鳥取市家庭ごみ有料指定袋
公 告 日	令和7年5月26日
質 問 者 名	会 社 名 : 代表者名 : 連 絡 先 : 電話 質 問 者 : ファクシミリ
提出年月日	令和 年 月 日
質 問 事 項	

郵送用封筒記載例

【封筒表面】

9 6 7 8 0 8 6	日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課 行	入札書在中 朱書きすること。
	一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。	
	簡易書留	開札日 令和7年6月16日 件 名 鳥取市家庭ごみ有料指定袋

【封筒裏面】

印	印	印
差出人		
住 所 商号又は名称		

※封筒は、長型3号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、
次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

件 名	鳥取市家庭ごみ有料指定袋
入札金額	金 _____ 円

※ 5 入札方法等の(6)及び(10)を熟読の上作成すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人

と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

受任者 住 所

氏 名 印

件名	鳥取市家庭ごみ有料指定袋
----	--------------

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

件 名：鳥取市家庭ごみ有料指定袋

公 告 日：令和 7 年 5 月 2 6 日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第 4 号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

【添付書類】

- 入札金額内訳明細書（別紙 6）
- 指定袋の作成計画書（仕様書別紙 6）

入札金額内訳明細書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

件名：鳥取市家庭ごみ有料指定袋

No.	項 目	数量(a)	単 価(b)	金 額(a)×(b)
1	可燃ごみ指定袋（大）	950,000		
2	可燃ごみ指定袋（中）	1,400,000		
3	可燃ごみ指定袋（小）	700,000		
4	可燃ごみ指定袋（極小）	400,000		
5	プラスチックごみ指定袋（大）	600,000		
6	プラスチックごみ指定袋（中）	700,000		
7	プラスチックごみ指定袋（小）	200,000		
合 計				

※ 金額欄の合計額が入札金額と一致すること。

物 品 製 造 請 負 契 約 書

- 1 物 品 名 鳥取市家庭ごみ有料指定袋
- 2 納 入 場 所 市が指定する場所（鳥取市朝月 2 7）
- 3 請 負 代 金 額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 4 製 造 期 間 契約締結の日から
令和 7 年 1 0 月 1 0 日まで（一部は令和 7 年 9 月 1 9 日まで）
- 5 契 約 保 証 金 金 円

上記の製造物の製造について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 鳥取市幸町 7 1 番地
鳥取市
鳥取市長 深澤 義彦

請負者 住所又は所在地
称号又は名称
代表者名又は氏名

物品製造請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、設計書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の物品（以下「製造物」という。）の製造（以下「製造」という。）を契約書記載の製造期間（以下「製造期間」という。）内に完成し、製造物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 製造の実施方法等製造物を完成するために必要な一切の手段（「製造方法等」という。以下同じ。）については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行く。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約の締結の日から7日以内に仕

様書等に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- 2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、製造物及び第32条第4項の規定による部分~~私のための確認を受けた材料~~を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 乙は、製造の全部若しくはその主たる部分又は~~他の部分から独立してその機能を発揮する部分の製造~~を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

(一部再委託)

第7条 乙は、製造の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書等において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときはこの限りでない。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第9条 乙は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

(監督職員)

第10条 甲は、監督職員を置いたときは、その者の氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する製造を完成させるための乙に対する製造に関する指示

(2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙との協議

(4) 製造の進捗の確認、仕様書等の記載内容と製造の実施内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定める

ものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場責任者等)

第11条 乙は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結の日から7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 乙は、この契約の履行の着手前に、この契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(履行報告)

第12条 乙は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第13条 乙は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 乙は、仕様書等において甲の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙から前項の検査を求められたときは、請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第14条 甲が乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 甲は、支給材料又は貸与品の引渡しに当っては、乙の立会いの上甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適切でないとき、その旨を直ちに

甲に通知しなければならない。

- 5 甲は、乙から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、仕様書等に定めるところにより、製造の完成、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

(仕様書等不適合の場合の修補義務)

第 15 条 乙は、製造の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第 16 条 乙は、製造の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 設計書、仕様書及び図面に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 仕様書等に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 製造の実施上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な製造の実施条件と実際の製造の実施条件が相違すること。

- (5) 仕様書等に明示されていない製造の実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるもの
甲が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で製造物の変更を伴うもの
甲が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で製造物の変更を伴わないもの
甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 17 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(製造の中止)

- 第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、製造の中止内容を乙に通知して、製造の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により製造の実施を一時中止させ

た場合において、必要があると認められるときは製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が製造の続行に備え製造現場を維持し、若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の製造の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（製造に係る乙の提案）

第 19 条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、製造期間若しくは請負代金額を変更しなければならない。

（乙の請求による製造期間の延長）

第 20 条 乙は、その責めに帰することができない事由により製造期間内に製造を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に製造期間の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による製造期間の短縮等）

第 21 条 甲は、特別の理由により製造期間を短縮する必要があるときは、製造期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により製造期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる製造期間に満たない製造期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（製造期間の変更方法）

第 22 条 製造期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が製造期間の変更事由が生じた日（第 20 条の場合にあっては、甲が製造期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が製造期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 23 条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

第 24 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他製造の実施上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（一般的損害）

第 25 条 製造物の引渡し前に、製造物又は材料について生じた損害その他製造の実施に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 26 条 製造の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（請負代金額の変更に代える仕様書等の変更）

第 27 条 甲は、第 8 条、第 14 条から第 19 条まで、第 21 条、又は第 25 条の規定により請負代金額を増額

すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 28 条 乙は、製造を完成したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより製造の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、請負の目的物を最小限度の破損、分解又は試験により検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第 2 項の検査によって製造の完成を確認した後、乙が製造物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該製造物の引渡しを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しを行わなければならない。
- 6 乙は、製造が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 29 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、この契約に定めるところにより、甲に請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くも

のとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における製造物の使用)

第 30 条 甲は、第 28 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、製造物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定により製造物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

~~(前金払)~~

~~第 31 条 この契約で、前金払いについて仕様書等で別に定めがある場合は、乙は、前払金の支払を甲に請求することができる。~~

~~(部分払)~~

~~第 32 条 乙は、製造の完成前に、出来形部分又は甲が部分払の対象とすることを認めた製造現場に搬入済みの材料に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。~~

~~2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ甲の指定するところによる。~~

~~3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形部分又は製造現場に搬入済みの材料の確認を甲に請求しなければならない。~~

~~4 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度の破損、分解又は試験して検査することができる。~~

~~5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。~~

~~6 乙は、第 4 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。~~

~~7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。~~

~~部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × 9 / 10~~

~~8 第 6 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。~~

~~(部分引渡し)~~

~~第 33 条 製造物について、甲が仕様書等において製造の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の製造が完了したときについては、第 28 条中「製造」とあるのは「指定部分に係る製造」と、「製造物」とあるのは「指定部分に係る製造物」と、同条第 5 項及び第 29 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~(部分払金等の不払に対する製造の中止)~~

~~第 34 条 乙は、甲が第 32 条又は第 33 条において準用される第 29 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、製造の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。~~

~~2 甲は、前項の規定により乙が製造の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは、製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が製造の続行に備え製造現場を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の製造の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。~~

(第三者による代理受領)

第 35 条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 29 条~~(第 33 条において準用する場合を含む。)~~又は第 32 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合)

第 36 条 甲は、製造物が種類、品質又は数量に関して契約の内容及に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、乙に対して相当の期間を定めて当該製造物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定による履行の追完の請求は、第 28 条第 4 項又は第 5 項~~(第 33 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)~~の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 5 年とする。

3 甲は、製造物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ履行の追完の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 甲は、製造物が第 1 項の契約不適合により滅失し、又はき損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

5 第 1 項の規定は、製造物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約金額減額請求権)

第 36 条の 2 契約不適合があり、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は、催告をすることなく直ちに請負代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は請負代金の減額を請求することができない。

(準用)

第 36 条の 3 前 2 条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求及び解除権の行使についても準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 37 条 乙の責めに帰すべき事由により製造期間内に製造を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額~~から出来形部分に~~~~相応する請負代金額を控除した額~~につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第 29 条第 2 項

~~（第 33 条において準用する場合を含む。）~~の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 38 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により製造期間内又は製造期間経過後相当の期間内に製造を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第 42 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 39 条 甲は、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為
- (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 40 条 甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の

賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。
 - (4) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。
 - (5) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部が行うものに限る。）。
 - (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。
 - (7) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と製造の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。
 - (8) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から第 6 号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と製造の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であつて、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。
- 2 乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。
- 3 第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 4 甲は、第 1 項第 8 号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第 41 条 甲は、製造が完成するまでの間は、第 38 条

第 1 項、第 39 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 42 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 17 条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 18 条の規定による製造の実施の中止期間が製造期間の 3 分の 1（製造期間の 3 分の 1 が 4 月を超えるときは、4 月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完了した後 2 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 43 条 甲は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び~~部分品の対象となった材料~~の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して出来形部分を最小限度の破損、分解又は試験をして検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその

損害を賠償しなければならない。

- 5 第 3 項前段及び第 4 項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 38 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときは甲が定め、第 41 条又は第 42 条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第 44 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額と相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

（契約保証金の返還）

第 45 条 甲は、乙がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第 36 条第 2 項に定める期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

~~（相殺）~~

~~第 46 条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。~~

（個人情報の保護）

第 47 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（乙の法令上の責任）

第 48 条 乙は、製造の従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（従事者の災害等）

第 49 条 乙は、製造の実施に関し生じた乙の製造の従事者に係る災害等については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

(契約外の事項)

第 50 条 この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記約款中、第 5 条中 30 字、第 6 条中 37 字、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条中 26 字、第 36 条第 2 項中 27 字、第 37 条第 2 項中 23 字、同条第 3 項 20 字、第 43 条中 14 字、第 46 条を削除する。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

ない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。